

議事の経過

開会 午前10時

○佐藤倫与議長 議員各位には、御多用のところ御参集くださいますして深く感謝いたします。

ただいまから、令和8年第1回安芸市議会臨時会を開会いたします。開会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

○西内直彦市長 令和8年第1回安芸市議会臨時会の開会に当たり御挨拶を申し上げます。議員の皆様には御多用のところ御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

初めに、3月31日未明からの大雨により、安芸市では道路の通行止めや農業施設の浸水などの被害が発生いたしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。本市といえども、引き続き必要な対応に全力で取り組んでまいります。

さて、この臨時会に提案しました案件は、専決処分の承認2件、和解に関する件1件の件、計3件でございます。このうち和解に関する件につきましては、安芸市が安芸漁業協同組合に委託した中層式ビニール海藻魚礁事業委託業務における委託料の一部返還に関する件について、相手方との和解協議が調いましたことから、議会の議決を求めるものであります。

後刻、副市長から提案理由の御説明を申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。日程に入る前に事務局長から諸般の報告をいたします。

事務局長。

○藤田隆史事務局長 本日の出席状況を報告いたします。

定数14人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小松進也議員及び千光士伊勢男議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付してあります会期日程（案）のとおり、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、会期日程（案）のとおり、本日1日と決定いたしました。

日程第 3、議案第 51 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例の一部を改正する条例〕」及び議案第 52 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕」の 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 2 件について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○植野浩二副市長 議案第 51 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例の一部を改正する条例〕」及び議案第 52 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕」につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、いずれも令和 8 年 3 月 31 日に専決処分を行いましたので、同条 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、議案第 51 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例の一部を改正する条例〕」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布、4 月 1 日に施行されることに伴うもので、改正の要旨としましては、まず、軽自動車税については、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うものでございます。この廃止に伴う影響額につきましては、年間ベースで約 650 万円の減収が見込まれておりますが、全額が国から補填されることとなっております。

次に、個人市民税につきましては、1 点目として総合課税であった特定大口株主配当等の特定配当等への一本化に伴うもの。2 点目として肉用牛売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例適用期限の延長に伴うもの。3 点目として優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例適用期限の延長に伴うものでございます。

次に、固定資産税につきましては、バリアフリー化の促進を目的として、既存の改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定を新設するものでございます。

次に、議案第 52 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕」につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布、4 月 1 日に施行されることに伴うもので、改正の要旨としましては、1 点目として基礎課税額に係る課税限度額を現行の 66 万円から 67 万円に引き上げるもので、この引上げに伴う影響額は、令和 7 年度課税ベースで 78 世帯、約 75 万円程度の増収を見込んでおります。

2 点目として、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円とするものでございます。

次に、国保税の減額措置の対象となる世帯の軽減判定所得基準について、被保険者等の数に乘すべき金額を、5 割軽減は 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減は 56 万円から 57 万円にそれぞれ引き上げるものでございます。この引上げに伴う影響額は、令和 7 年度課税ベースで 5 割軽減が 5 世帯、2 割軽減が 8 世帯増え、約 35 万円程度の減収が見込まれておりま

すが、全額が国などから補填されることとなっております。

次に、子ども・子育て支援納付金課税額の減額に係る所要の改正として、低所得者、未就学児、産前産後被保険者及び 18 歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額及び 18 歳以上の被保険者均等割額に係る軽減規定を新設するものでございます。

以上で、専決処分した事件の承認を求める件の説明といたします。

御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 これより、これら 2 件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 2 件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、これら 2 件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 51 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例の一部を改正する条例〕は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。議案第 52 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議がありますので、起立により採決いたします。本件について原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4、議案第 53 号「和解に関する件」を議題といたします。

ただいま議題となっております、本件について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○植野浩二副市長 提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第 53 号「和解に関する件」につきましては、本市が安芸漁業協同組合に委託した中層

式ビニール海藻魚礁事業委託業務において、規格と異なる安価な材料の使用等により、本来減額すべき委託料が過大に支払われていたことから、その返還について和解を行おうとするものでございます。

本事案は、令和6年4月に漁協内部の不適切な資金の取扱いが判明したことを受け、関係書類の精査及び調査を実施した結果、平成26年度から令和5年度までの間において、減額すべき323万9,491円が確認されたものでございます。

その後、安芸漁業協同組合と協議を重ねた結果、当該金額の返還について合意に至ったため、令和8年4月2日に和解の仮契約を締結したことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

和解の要旨としましては1点目として、相手方は市に対し、平成26年度から令和5年度までの間の委託業務に係る支払い済み委託料のうち、323万9,491円を返還する。

2点目として、相手方は市に対し、再発防止策の構築に努める。

3点目として、市及び相手方は、本件委託業務に関して過去及び現在に生じた一切の債権債務その他の請求権が存在しないことを相互に確認し、今後互いに何らの請求を行わないことを確約する、でございます。

なお今後につきましては、今回の事案を教訓に、発注者の果たすべき役割を再確認するとともに、事業の進捗や仕様の管理を徹底し、確実な成果が得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、提案しました案件の説明といたします。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長　これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

11番　山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員）　議案第53号「和解に関する件」について簡潔に伺いますので、答弁も簡潔に願います。

3点伺いますが、まず前置きとして申し上げます。本件の横領事件が新聞やテレビなどマスコミに大きく取り上げられ、執行部の方たちは大変つらい思いをしたことと察します。

まず第1点目として伺います。本件の横領事件そのものには、安芸市は直接的にも間接的にも、はなから何ら関与しておらず、無関係であったと断言できると思うが、見解を伺う。

2点目として、漁協に支払った委託料のうち、今回の323万9,491円の返還については、市独自の判断でなく、当然のこととして、顧問弁護士の助言の上での和解金の決定額であると思うが伺います。

3点目として、本件の和解に関しては、司法、いわゆる裁判上での和解ではなく、市と漁協との裁判によらずの双方協議の上での和解と思うが伺います。

第1問終わります。

○佐藤倫与議長 商工観光水産課長。

○中川 亮商工観光水産課長 11番山下正浩議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、御質問の安芸漁協元理事による私的流用の事案につきましては、議員御指摘のとおり、漁協内部で発生した問題であって、市が当事者となっているものではなく、本市と直接的な関係はないものと認識いたしております。

次に本件委託料の返還額につきましては、委託業務の契約内容と実際の履行との差額について、顧問弁護士からの助言も踏まえた上で、領収書等の関係資料に基づき客観的に算定をしたところでございます。

最後に、本件の和解につきましては、裁判所を通じた司法上の和解ではなく、市と漁協との協議に基づく、いわゆる裁判外での和解として整理をしているところでございます。

以上でございます。

○佐藤倫与議長 11番 山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員） 再質問いたします。

この横領事件が議会で問題視された当時から、私が当初から主張していたとおり、本件の横領事件の、事件そのものには、漁協の金が副組合長によって長期にわたって横領されていたものであり、安芸市の公金が横領されたものでは決してないと断言できる。

市長の見解を明確に伺います。

○佐藤倫与議長 市長。

○西内 直彦市長 11番議員の再質問にお答えいたします。

御質問の事案につきましては、議員御指摘のとおり漁協内部において発生したものであり、市の公金が直接横領の対象となったものではないと認識をしております。以上でございます。

○佐藤倫与議長 11番 山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員） 市長も確認したと思いますが、最後の質問をします。

委託契約書には、委託者、安芸市、受託者、安芸漁業組合。何らここに副組合長の名前はないです。あくまでも漁協と安芸市とが委託契約したものであって。そこで第3条、業務の処理に関して発生した損害のために必要を生じた経費は受注者負担とすることになると。これに該当するか、今度は。何ら安芸市が、損害を被らしたもんでもない。ここでちゃんと、請求して、320何万円、受け取ったと。それで発注者は安芸市、安芸市長、受注者、安芸漁業協同組合、代表理事組合長。

何においても副組合長、この契約書にはないから、その点最初からはっきりしちよったらよかったに。終わります。

○佐藤倫与議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、委員会への付託を省略いたしました。

いと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第53号「和解に関する件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○西内直彦市長 令和8年第1回安芸市議会臨時会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には提案いたしました案件につきまして御審議いただき、それぞれ御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、花冷えの候、日中は春らしい暖かさも増してまいりましたが、朝晩はなお冷え込む日もございます。

議員の皆様におかれましてはどうか健康に十分御留意いただき、市政発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○佐藤倫与議長 閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

今期臨時会は会期1日間でありましたが、適切な結論をえまして日程が終了できますことを厚く御礼申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、御活躍されますようお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

これをもって令和8年第1回安芸市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分